

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月13日

【四半期会計期間】 第101期第2四半期
(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石 田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増 井 敏 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 増 井 敏 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第100期 第2四半期 連結累計期間	第101期 第2四半期 連結累計期間	第100期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
営業収益	(百万円)	25,125	26,440	52,631
純営業収益	(百万円)	24,269	25,392	50,756
経常利益	(百万円)	1,631	3,255	5,077
四半期(当期)純利益	(百万円)	357	1,721	2,545
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	755	2,411	2,348
純資産額	(百万円)	110,307	111,641	110,259
総資産額	(百万円)	672,507	632,480	641,216
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	1.30	6.53	9.45
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	16.3	17.6	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,079	75,133	43,135
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	606	1,435	1,469
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	19,351	55,144	26,304
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	47,849	64,796	43,330

回次		第100期 第2四半期 連結会計期間	第101期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失()	(円)	0.78	3.06

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

3 記載している消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び子会社並びに関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、以下の2社が清算終了したことに伴い、当社グループは、当社及び子会社20社並びに関連会社3社により構成されることとなりました。

- ・ N - residence 1号合同会社
- ・ 一般社団法人 Y S T (本年2月に子会社として追加した同一商号の法人とは別法人)

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は四半期決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行わなければなりません。また、経営者は退職金、投資、法人税等に関して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる方法により見積り及び判断をしておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針が、当社グループの四半期連結財務諸表の作成において用いられる判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

退職給付費用

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき下落が一時的でないとして判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第2四半期連結累計期間の経営成績

概要

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、内需が復興需要で底堅く推移する一方、外需は海外景気の減速から低迷しました。外需の低迷は、債務危機が続いた欧州と不動産価格抑制政策が続いた中国で顕著となりました。9月には、欧州危機に対して欧州中央銀行(ECB)が南欧国債の買い入れを決定し、これに続いて米連邦準備理事会(FRB)が量的緩和第3弾(QE3)を、そして日銀が資産買い入れ基金の増額を決めるなど、世界的な景気後退を阻止しようと金融当局が積極的に動きました。しかしながら、日本については、円高圧力が根強かったほか、対中国ビジネスへの不透明感から、徐々に景気の減速懸念が強まりました。

株式流通市場では、日経平均株価は、4月に10,100円台で始まった後、欧州債務危機を背景にした投資家のリスク回避による売り等によって、6月4日に一時8,200円台まで下げました。その後は、6月に実施された再選挙の結果からギリシャのユーロ離脱観測が後退したことをきっかけに反発し、欧米の金融緩和期待から8月、9月にそれぞれ9,200円台まで上昇しました。しかし、年初来高値を更新した米国のダウ工業株30種平均と比べると、円高懸念や中国経済の減速懸念等により日経平均株価の戻りは鈍く、結局8,870円で9月末を迎えました。4～9月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は1兆1,236億円と、前年同期の1兆3,465億円を下回りました。

債券流通市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りは4月に1.0%台で始まった後、欧州の債務危機を背景にした投資家のリスク回避による国債買いで、低下傾向(価格は上昇)を続けました。7月23日に一時0.72%をつけた後、株価がやや反発する過程でも国債需要は堅調で、結局0.765%で9月末を迎えました。

このような環境の中で、地域により密着したサービスをお客様に提供するとともに、経営資源を集約するため、当社グループの中核である東海東京証券株式会社は、会社分割の方法により同社の横浜支店における金融商品取引業を、9月に浜銀TT証券株式会社(当社と株式会社横浜銀行との合併会社)に承継いたしました。

また、ワイエム証券株式会社(当社と株式会社山口フィナンシャルグループとの合併会社)において4月に広島西支店を、浜銀TT証券株式会社において5月にコンサルティングブース相模大野を、西日本シティTT証券株式会社(当社と株式会社西日本シティ銀行との合併会社)において7月に新宮支店を新設し、それぞれネットワークの強化を図りました。

当社グループの戦略的地域である中部地区におきましては、当社子会社である株式会社東海東京調査センターが7月に本社を名古屋市に移転し、中部地区における上場企業の調査機能を一層強化いたしました。

海外におきましては、東海東京証券株式会社は、当社がアジア地域でのアライアンス戦略を積極的に推進するために業務提携したPhillip Securities Pte. Ltd. (シンガポール本拠、同国独立系証券最大手)を通じて、5月に東南アジア株式の取扱いを拡充しました。また、東海東京証券株式会社は、7月に中国のコンサルティング会社である上海良図商務諮詢有限公司と業務提携いたしました。

このほか、東海東京証券株式会社は、CSR活動の一環として、4～7月に実施の愛知大学、名城大学に続き、9月より青山学院大学への寄附講座の提供を開始し、証券知識の普及に努めております。

なお、当社は、10月30日付で株式会社池田泉州ホールディングスと共同出資による証券会社を設立することについて基本合意し、当該証券会社の開業に向け検討を開始しました。当該証券会社は、株式会社池田泉州ホールディングスのグループにおける営業地域の豊富なネットワークと、当社グループが培ってきたノウハウ・機能を最大限活用することにより、地域における代表的な銀行系証券会社になることを目指します。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は前年同期比5.2%増加し264億40百万円、純営業収益は前年同期比4.6%増加し253億92百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比2.4%減少し229億18百万円となり、営業利益は前年同期比217.9%増加し24億74百万円、経常利益は前年同期比99.5%増加し32億55百万円、四半期純利益は前年同期比381.6%増加し17億21百万円となりました。

受入手数料

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	2,889	8	25		2,924
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	55	94			149
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	3	5,456		5,460
その他の受入手数料	35	8	2,378	664	3,087
合計	2,980	115	7,860	664	11,621

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	2,452	14	51		2,518
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	341	125			467
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	4	6,318		6,323
その他の受入手数料	33	6	2,081	715	2,837
合計	2,828	151	8,451	715	12,147

当第2四半期連結累計期間の委託手数料は、前年同期比13.9%減少し25億18百万円となりました。このうち株式委託手数料は、東海東京証券株式会社の個人投資家の委託売買代金が減少したことを受け、前年同期比15.1%減少し24億52百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料のうち株券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、主幹事となった公募増資と大型の新規公開があったことから前年同期比518.9%増加し3億41百万円となり、債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は前年同期比33.4%増加し1億25百万円となりました。この結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では前年同期比212.6%増加となる4億67百万円となりました。

また、受益証券の販売においては、新たに投入した国内あるいはグローバルで競争力のある日本株式へ投資するファンドや米国リートへ投資するファンドの販売が好調だったことなどから、受益証券に係る募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年同期比15.8%増加し63億18百万円となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では前年同期比15.8%増加となる63億23百万円となりました。

一方、その他の受入手数料のうち受益証券の代行手数料は、預り資産の残高が減少したことから前年同期比12.5%減少となる20億81百万円となりました。また、保険の取扱手数料は前年同期比31.0%増加し3億33百万円となり、その他の受入手数料全体では前年同期比8.1%減少し28億37百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の受入手数料は、前年同期比4.5%増加し121億47百万円となりました。

トレーディング損益

連結累計期間	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	4,518	453	4,064	3,135	180	2,955
債券・為替等トレーディング損益	5,776	2,000	7,777	7,005	2,894	9,900
合計	10,294	1,547	11,842	10,141	2,714	12,855

当第2四半期連結累計期間のトレーディング損益は、米国株式を中心に外国株式の売買が引き続き堅調であったものの、国内株式に係わるトレーディング取引が不調であったことから、株券等トレーディング損益は前年同期比27.3%減少し29億55百万円の利益の計上となりました。

一方、外貨建債券や仕組債の販売を中心とした債券・為替等トレーディング損益は前年同期比27.3%増加し99億円の利益を計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間のトレーディング損益は、前年同期比8.6%増加し128億55百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が主に郵便料や情報料等の通信・運送費の減少により前年同期比1.8%減少し41億51百万円となりました。人件費は、退職給付費用の減少等から前年同期比2.2%減少し110億82百万円となりました。事務費は、システム統合によるランニングコストの減少等から前年同期比3.5%減少し25億40百万円となり、減価償却費は、大型の償却終了資産があったこと等から前年同期比9.8%減少し12億79百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、前年同期比2.4%減少し229億18百万円となりました。

特別損益

当第2四半期連結累計期間の主な特別利益として、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に承継したことに伴う事業譲渡益3億89百万円を計上しております。また、当社連結子会社が保有する不動産の売却に伴う固定資産売却益1億39百万円を計上しております。

一方、主な特別損失として当社が保有している投資有価証券にかかる有価証券評価減11億9百万円を計上しております。

(3) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末比87億35百万円減少し6,324億80百万円となりました。主な増減は、流動資産のうち現金及び預金が前連結会計年度末比214億60百万円増加し651億62百万円に、トレーディング商品(資産)が前連結会計年度末比126億36百万円増加し2,111億6百万円となった一方、約定見返勘定が前連結会計年度末比192億50百万円減少し92億70百万円に、信用取引資産が前連結会計年度末比70億96百万円減少し173億8百万円に、有価証券担保貸付金が前連結会計年度末比110億75百万円減少し2,677億86百万円となりました。

負債合計は前連結会計年度末比101億17百万円減少し5,208億39百万円となりました。主な増減は、流動負債の有価証券担保借入金が前連結会計年度末比939億80百万円増加し2,371億7百万円となった一方、トレーディング商品(負債)が前連結会計年度末比449億57百万円減少し662億23百万円に、短期借入金が前連結会計年度末比584億70百万円減少し1,597億76百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比13億81百万円増加し1,116億41百万円となりました。これは主に利益剰余金が6億66百万円、その他有価証券評価差額金が6億42百万円それぞれ増加したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況等

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、751億33百万円のキャッシュの収入(前年同期は60億79百万円の収入)となりました。これは主に、前連結会計年度末に比べ有価証券担保貸付金が減少し154億81百万円、有価証券担保借入金が増加し895億74百万円のそれぞれ収入となる一方、トレーディング商品(資産)が増加し126億36百万円、トレーディング商品(負債)が減少し449億57百万円のそれぞれ支出となったほか、約定見返勘定(資産)の減少による192億50百万円の収入、信用取引資産の減少による70億42百万円の収入等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、14億35百万円のキャッシュの収入(前年同期は6億6百万円の支出)となりました。これは主に、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に承継したことに伴う事業譲渡による収入7億99百万円、投資有価証券の売却による収入4億47百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、551億44百万円のキャッシュの支出(前年同期は193億51百万円の支出)となりました。これは主に、短期借入金の純額の減少による585億50百万円の支出のほか、短期社債発行残高の増加による45億円の収入、配当金の支払額10億54百万円によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度末より214億65百万円増加し647億96百万円(前年同期は478億49百万円)となりました。

資金需要

当社グループの運転資金の主なものは、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

平成24年4月よりスタートさせた経営計画「Ambitious 5 (アンビシャス ファイブ)」におきまして、「Leading Player in ASIA(リーディング プレイヤー イン アジア)」を目指すこととし、以下の5つの戦略を掲げ、これらに沿った諸施策に取り組んでまいりました。

また、当社グループの目指すべき方向性を共有して行動するべく、役員に「Ambitious 5」の周知を図るとともに、外部メディアを通じたアピールを含め、「Ambitious 5」のグループ内外への浸透に注力いたしました。

- ・ Community & the Middle(戦略的地域・顧客への特化)
- ・ Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)
- ・ Expertise(専門的ノウハウ)
- ・ Humanity(人間味溢れる企業)
- ・ Risk Management(危機対応力の強化)

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。その内容等(「会社法施行規則」第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社及び子会社の企業価値の源泉を理解し、当社及び子会社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社及び子会社の企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

取締役会は、取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社及び子会社の企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為(において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社及び子会社における企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社及び子会社をとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社及び子会社の企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成21年度より、厳しい経済・競争環境下でも勝ち残れる、証券会社を中核とする金融サービスグループへの更なる進化を目指して、経営3ヵ年計画「TT Revolution」を策定し、実行してまいりました。「TT Revolution」が平成24年3月に終了したことに伴い、平成24年度より、経営計画「Ambitious 5」をスタートしております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大量買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」という。)は、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)乃至(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社及び子会社の企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社及び子会社の企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社及び子会社の企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、取締役会からの諮問事項について審議・決議して、取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を取締役に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社及び子会社の企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成24年8月27日
新株予約権の数(個)	939(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	939,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり275(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日～平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 329 資本組入額 165(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は

- 本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		280,582		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	18,088	6.45
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	17,283	6.16
トヨタファイナンシャルサービス 株式会社	愛知県名古屋市区西区牛島町6-1	14,280	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016	4.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	8,311	2.96
株式会社横浜銀行 (常任代 理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406	1.57
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ト ヨタ自動車株式会社退職給付信託 口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,461	1.23
計		95,273	33.96

(注) 1 上記のほか、平成24年9月30日現在で当社所有の自己株式16,891千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.02%)があります。

2 シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成24年7月5日付(報告義務発生日 平成24年6月29日)で関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	6,118	2.18
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31	6,266	2.23
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31	2,730	0.97

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,891,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 261,997,000	261,997	単元株式数1,000株
単元未満株式	普通株式 1,694,115		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		261,997	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式388株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3-6-2	16,891,000		16,891,000	6.02
計		16,891,000		16,891,000	6.02

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	43,701	65,162
預託金	18,394	15,194
顧客分別金信託	16,805	13,605
その他の預託金	1,589	1,589
トレーディング商品	198,470	211,106
商品有価証券等	181,580	207,386
デリバティブ取引	16,890	3,720
約定見返勘定	28,520	9,270
信用取引資産	24,405	17,308
信用取引貸付金	15,889	15,371
信用取引借証券担保金	8,515	1,936
有価証券担保貸付金	278,862	267,786
借入有価証券担保金	221,156	164,168
現先取引貸付金	57,706	103,618
立替金	67	25
募集等払込金	224	260
短期差入保証金	6,326	6,144
短期貸付金	60	64
有価証券	100	-
未収収益	1,742	1,648
繰延税金資産	1,000	1,071
その他	1,376	1,185
貸倒引当金	18	22
流動資産合計	603,235	596,209
固定資産		
有形固定資産	8,805	8,935
無形固定資産	4,325	3,582
投資その他の資産	24,850	23,753
投資有価証券	15,297	14,206
長期差入保証金	2,096	2,069
繰延税金資産	1,137	1,258
その他	7,490	7,389
貸倒引当金	1,171	1,170
固定資産合計	37,981	36,271
資産合計	641,216	632,480

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	111,181	66,223
商品有価証券等	99,190	63,797
デリバティブ取引	11,990	2,426
信用取引負債	12,320	7,943
信用取引借入金	9,686	6,543
信用取引貸証券受入金	2,634	1,399
有価証券担保借入金	143,126	237,107
有価証券貸借取引受入金	31,357	145,492
現先取引借入金	111,769	91,614
預り金	14,242	14,004
受入保証金	4,561	4,158
短期借入金	218,246	159,776
短期社債	6,500	11,000
1年内償還予定の社債	9,387	9,309
未払法人税等	1,249	1,080
賞与引当金	1,684	1,600
役員賞与引当金	18	-
その他	2,053	2,194
流動負債合計	524,571	514,399
固定負債		
社債	130	200
長期借入金	3,700	3,600
退職給付引当金	1,514	1,443
役員退職慰労引当金	113	104
負ののれん	113	38
その他	648	893
固定負債合計	6,219	6,279
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	165	160
特別法上の準備金合計	165	160
負債合計	530,956	520,839

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,154	33,154
利益剰余金	47,178	47,844
自己株式	4,402	4,404
株主資本合計	111,930	112,595
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,223	580
為替換算調整勘定	873	835
その他の包括利益累計額合計	2,096	1,415
新株予約権	114	143
少数株主持分	310	318
純資産合計	110,259	111,641
負債純資産合計	641,216	632,480

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業収益		
受入手数料	11,621	12,147
委託手数料	2,924	2,518
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	149	467
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	5,460	6,323
その他の受入手数料	3,087	2,837
トレーディング損益	11,842	12,855
金融収益	1,662	1,437
営業収益計	25,125	26,440
金融費用	856	1,048
純営業収益	24,269	25,392
販売費及び一般管理費		
取引関係費	4,228	4,151
人件費	11,327	11,082
不動産関係費	2,959	3,023
事務費	2,632	2,540
減価償却費	1,417	1,279
租税公課	246	309
貸倒引当金繰入れ	2	1
その他	674	530
販売費及び一般管理費合計	23,490	22,918
営業利益	778	2,474
営業外収益		
受取配当金	135	128
受取家賃	468	451
負ののれん償却額	75	75
持分法による投資利益	168	163
その他	161	111
営業外収益合計	1,008	930
営業外費用		
不動産賃貸原価	134	123
その他	21	25
営業外費用合計	155	148
経常利益	1,631	3,255

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	-	139
投資有価証券売却益	53	0
事業譲渡益	-	389
金融商品取引責任準備金戻入	5	5
特別利益合計	58	535
特別損失		
固定資産除却損	10	45
投資有価証券売却損	29	52
有価証券評価減	1,206	1,109
特別損失合計	1,246	1,207
税金等調整前四半期純利益	442	2,583
法人税、住民税及び事業税	125	1,044
法人税等調整額	45	191
法人税等合計	79	853
少数株主損益調整前四半期純利益	363	1,730
少数株主利益	5	9
四半期純利益	357	1,721

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	363	1,730
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	386	642
為替換算調整勘定	5	38
その他の包括利益合計	392	680
四半期包括利益	755	2,411
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	745	2,402
少数株主に係る四半期包括利益	10	8

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	442	2,583
減価償却費	1,417	1,279
負ののれん償却額	75	75
持分法による投資損益(は益)	168	163
退職給付引当金の増減額(は減少)	102	70
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	16	8
貸倒引当金の増減額(は減少)	15	1
受取利息及び受取配当金	1,798	1,566
支払利息	856	1,048
有価証券評価損益(は益)	2 1,206	2 1,109
投資有価証券売却損益(は益)	23	52
事業譲渡損益(は益)	-	389
固定資産売却損益(は益)	-	139
固定資産除却損	10	45
顧客分別金信託の増減額(は増加)	99	3,024
募集等払込金の増減額(は増加)	53	36
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	93,144	12,636
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	8,904	44,957
信用取引資産の増減額(は増加)	4,630	7,042
信用取引負債の増減額(は減少)	688	4,322
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	60,405	15,481
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	16,683	89,574
預り金の増減額(は減少)	8,231	66
受入保証金の増減額(は減少)	2,383	402
その他の資産の増減額(は増加)	8,849	19,817
その他の負債の増減額(は減少)	24,857	368
小計	5,542	75,856
利息及び配当金の受取額	1,588	1,570
利息の支払額	863	1,097
法人税等の支払額	187	1,196
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,079	75,133

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	250	99
有形固定資産の売却による収入	0	278
無形固定資産の取得による支出	179	19
投資有価証券の取得による支出	51	68
投資有価証券の売却による収入	82	447
事業譲渡による収入	-	799
差入保証金の差入による支出	24	33
差入保証金の回収による収入	39	36
その他	222	95
投資活動によるキャッシュ・フロー	606	1,435
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	15,356	58,550
長期借入金の返済による支出	55	20
短期社債の発行による収入	15,000	22,000
短期社債の償還による支出	16,000	17,500
社債の発行による収入	8,287	9,387
社債の償還による支出	7,736	9,365
自己株式の取得による支出	2,382	-
自己株式の純増減額（は増加）	1	2
配当金の支払額	1,106	1,054
少数株主への配当金の支払額	0	0
その他	-	38
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,351	55,144
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	41
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,876	21,465
現金及び現金同等物の期首残高	61,725	43,330
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 47,849	1 64,796

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

非連結子会社としておりましたTokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited及びTokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limitedは、連結財務諸表に与える影響額の重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、当第2四半期連結会計期間において、N - residence 1号合同会社は、清算終了したため連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、「法人税法」の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の「法人税法」に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務等

連結子会社従業員の金融機関等からの借入金に対する債務保証の内訳

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)	
連結子会社従業員(3名)	2百万円	連結子会社従業員(3名)	1百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額

	との関係	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金	48,230百万円	65,162百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	380	365
現金及び現金同等物	47,849	64,796

- 2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,106	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,065	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月1日

3 株主資本の金額に関する著しい変動に関する事項

自己株式の取得

当社は、平成23年6月20日開催の取締役会において、「会社法」第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得(取得株式の総数 普通株式 15,000,000株、取得価額の総額3,000百万円)を決議し、当第2四半期連結累計期間において自己株式 10,165,000株(取得価額2,382百万円)を取得しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,054	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,054	4.00	平成24年9月30日	平成24年11月30日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成24年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(資産)	28,520	28,520	
有価証券担保借入金	143,126	143,126	
デリバティブ取引(資産)	16,943	16,943	

(注)1 約定見返勘定及び有価証券担保借入金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 デリバティブ取引の時価の算定方法

内規による時価算定基準によっております。

当第2四半期連結会計期間末(平成24年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(資産)	9,270	9,270	
有価証券担保借入金	237,107	237,107	
デリバティブ取引(資産)	3,805	3,805	

(注)1 約定見返勘定及び有価証券担保借入金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 デリバティブ取引の時価の算定方法

内規による時価算定基準によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額については、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成24年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	債券先物取引			
	売建	4,961	11	11
	買建	2,697	0	0
株式	株価指数先物取引			
	売建	33,685	721	721
	買建	23,375	598	598
	株価指数オプション取引			
	売建	497,903	8,472	1,822
	買建	382,612	8,301	2,341
	株券店頭オプション取引			
	売建	239	10	1
	買建	55,198	5,794	1,424

(注) 1 債券先物取引の時価の算定方法

主たる金融商品取引所が定める清算値段によっております。

2 株価指数先物取引の時価の算定方法

主たる金融商品取引所が定める清算指数によっております。

3 株価指数オプション取引の時価の算定方法

主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段によっております。

4 株券店頭オプション取引の時価の算定方法

金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値によっております。

当第2四半期連結会計期間末(平成24年9月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	債券先物取引			
	売建	18,919	13	13
	買建	1,297	0	0
株式	株価指数先物取引			
	売建	14,070	22	22
	買建	6,234	9	9
	株価指数オプション取引			
	売建	21,496	698	717
	買建	20,504	515	575
	株券店頭オプション取引			
	売建	231	8	1
	買建	25,864	2,750	208

(注) 1 債券先物取引の時価の算定方法

主たる金融商品取引所が定める清算値段によっております。

2 株価指数先物取引の時価の算定方法

主たる金融商品取引所が定める清算指数によっております。

3 株価指数オプション取引の時価の算定方法

主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段によっております。

4 株券店頭オプション取引の時価の算定方法

金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値によっております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

浜銀TT証券株式会社

分離した事業の内容

東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業(ただし、以下に記載の業務及び商品に関するものを除く。)

るいとうくらぶ(株式累積投資)

ファンドるいとう(投信定期買付)

マルチチャネル取引

店頭デリバティブ取引

その他承継することができないものとして別途合意する業務及び商品

事業分離を行った主な理由

当社及び株式会社横浜銀行は、当社の高度なスキル・ノウハウと、株式会社横浜銀行の持つ地域の顧客基盤・ネットワークというお互いの強みを融合させた浜銀TT証券株式会社を設立し、同社は平成20年11月より神奈川県を中心に金融商品取引業を営んでおります。

昨年11月で浜銀TT証券株式会社開業から3年が経過し、営業拠点も15拠点となり開業時より倍増するなど、地域内での存在感がより一層増している中、当社は、地域により密着したサービスをお客様に提供するとともに経営資源を集約するため、東海東京証券株式会社の横浜支店における金融商品取引業を浜銀TT証券株式会社に会社分割することといたしました。

事業分離日

平成24年9月3日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

東海東京証券株式会社を分割会社とし、浜銀TT証券株式会社を承継会社とする分社型吸収分割で、株主総会の承認を得ない簡易分割方式

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

事業譲渡益 389百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	0	信用取引負債	54
顧客分別金信託	175	預り金	175
信用取引資産	54	その他	0
未収収益、その他	1	流動負債合計	229
流動資産合計	231		
有形固定資産	3		
無形固定資産	3		
投資その他の資産	21		
固定資産合計	28		
合計	260	合計	229

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資・金融サービス業

(4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	連結累計期間
営業収益	295 百万円
営業利益	67

(注) 分離した事業に係る損益の概算額は、監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益	1円30銭	6円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	357	1,721
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	357	1,721
普通株式の期中平均株式数(千株)	273,971	263,693

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第101期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)中間配当について、平成24年10月29日開催の取締役会において、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額 1,054百万円

1株当たり中間配当金 4円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年11月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月9日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。